

別添

警 備 業 務 実 績 報 告 書 に 係 る 点 検 表 () 月 分

委 託 名		会社名	印	担当者	点検欄			
		代表者名		電話番号				
点検項目	点 検 内 容				受託者	県		
1 法令の遵守	○ 業務の実施に当たり労働基準法ほか労働関係諸法令及びその他関連法令等を遵守しているか。							
	○ 従業員の賃金支払状況を別添様式により作成しているか。							
	○ 最低賃金法違反となっていないか。							
	○ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等に関する法令に違反していないか。							
	○ 契約の解除に該当していないか。							
	○ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年1月12日告示第41号)別表第2に掲げる指名停止要件に該当しないか。							
2 警備員	○ 警備員の構成は、仕様書の構成員の人数以上になっているか。							
	○ 警備員は、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有しており、仕様書の要件に該当しているか。							
3 警備員の服装等	○ 警備員は、業務を実施するに当たり、統一された制服、制帽、名札を着用しているか。							
	○ 警備員の服装等は、あらかじめ県に報告し、承認を得ているか。							
4 警備実施状況	○ 委託業務の処理結果について警備日誌を作成し、速やかに特記事項に係る警備状況を県に報告しているか。ただし、県の休日にあつてはその翌日に行っているか。翌月10日までに提出の実績報告書に添付しているか。							
	○ 警備業務実施要領に基づいた警備を行っているか。							
	○ 駐車場管理業務実施要領に基づいた警備を行っているか。							
	○ 警備実施計画書に基づいた警備を行っているか。							
	○ 警備員は、入退庁者への対応及び電話の応対について、言語態度等に注意するとともに、円滑かつ親切、丁寧に行っているか。							
	○ 巡回は、警備業務実施要領に定めた回数以上行っているか。							
	○ 鍵の貸し出しについては、鍵貸出簿(別記様式)に所要事項を記載させ、確認の上、貸し出しているか。 また、閉庁日及び開庁日の午後6時以降の庁舎への入場者に対して、身分証明できる物(社員証、免許証等。ただし、県職員は名札、職員証、免許証等。)を提示させ、閉庁入場者名簿(別記様式)に、所属(住所)、氏名、行き先(所属名)、時間(入場・退場)を記入させているか。							
	○ 庁舎内外において拾得物を拾得し、又は拾得物の届け出があつた場合は、拾得物処理簿(別記様式)等により処理しているか。							
5 事故発生時の措置	○ 委託業務につき事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、これに対する措置を講じているか。							
	○ 警備員は、正当な手続きによらないで、危険物を所持する者、著しく酒気を帯びた者、挙動不審者その他庁舎等の警備を乱すおそれのある者の庁舎等への立ち入りを止めさせ、警察署に通報するとともに受託者本社に応援を依頼しているか。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡するとともに、庁舎管理者に警備日誌により報告しているか。							
	○ 火災を発見した時は、消防署に直ちに通報し、受託者本社に応援を依頼し、消防車到着まで県職員等の協力を得て初期消火、負傷者の救護、避難誘導等の必要な措置を行うこととしているか。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡するとともに、庁舎管理者に警備日誌により報告しているか。							
6 賠償保険	○ 4月10日までに契約に基づく義務を履行するため、第18条に規定する損害賠償の限度額を内容とする賠償責任保険に加入し、報告しているか。							
7 実施計画書等	4月10日まで	○ 警備実施計画書(主任警備員、警備員配置、警備時間、巡回方法、巡回時刻、巡回経路図、巡回以外の業務、警備員被服(写真)、警備に必要な器具、材料、警備員教育計画、休憩室の寝具、警備日誌の用紙等を定めた警備実施計画書を作成して提出しているか。)						
		○ 警備業務主任警備員等報告書(別記様式)						
		○ 警備に従事する者の名簿(ア 履歴書、イ 写真、ウ 警備に関する資格免許等の写し、エ 実務経歴年数)						
		○ 緊急連絡体制表(緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。)						
	5月10日まで	○ 警備業法に基づく次の書類 ア 宮崎県公安委員会の認定証及び営業所届(警備業法第4条及び第5条)の写し イ 警備員指導教育責任者資格者証(警備業法第22条)の写し ウ 在職者施設警備員名簿及び教育実施簿(警備業法第45条)の写し						
		○ 最低賃金法第7条に基づく労働局長の許可の写し(許可申請している場合のみ)						
		○ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険(法定義務)の加入状況を提出しているか。						
	5月10日まで							

※ 点検欄は、点検できたものは「○」、点検できないものは「×」とし県担当者へ説明すること。該当しない場合は「－」とすること。

※ 別添様式の従業員賃金支払状況を添付すること。